追加資料1

事 務 連 絡 令和2年2月22日

学校長各位

教育総務課長 教育指導課長

新型コロナウイルス感染症への対応について(通知)

平素は児童生徒の健康管理についてご指導いただきありがとうございます。

さて、昨日「生駒市新型コロナウイルス感染症警戒本部」の第 2 回会議が開催され、「新型コロナウイルス感染症対策を一部強化」することとして、令和 2 年 3 月 31 日までの具体的な要領が示されました。(下記「市が示す対策強化の具体的要領」参照)

このことを受けて、市内小中学校においても令和 2 年 3 月 31 日までは下記のとおり取り扱うことといたしますのでよろしくお願いいたします。

■学校の具体的な対応

- (1)校外学習は、行き先や交通手段等、感染防止に配慮した上で実施の可否を決定すること。
- (2)児童、生徒及び教職員と一部の保護者で行うイベントや式典については、実施の制限等は必要ないこと。
- (3)音楽会、卒業式等の多数の保護者や来賓等が参加する場合は、会場入り口にアルコール消毒液を準備すること及び後日においても参加者が特定できることを条件として実施すること。
- (4)部活等に係る他校との合同練習や試合等への参加については、実施場所までの交通手段や 実施状況を総合的に勘案し参加又は実施について判断すること。
- (5) 今回の対応は3月末までとし、状況に応じ適宜期間を延長する。
- ※イベントや式典の実施に際し、児童、生徒及び教職員以外の出席を求める場合は、「発熱を伴う咳症状がある場合は参加や出席を見合わせるよう周知」すること。

■市が示す対策強化の具体的要領

- (1)感染拡大防止の強化
 - ア. 市が主催する各種イベント等の中止または延期
 - (7) 中止や延期の影響の少ないものは中止または延期する。
 - (4) 市が実施する各種イベント等のうち、参加者が特定できない大規模な行事・催し等

は中止・または延期し、部外の参加者が特定できる行事・会議等は、必要性に応じ実施する。

- (ウ) 参加者が特定できない大規模な行事・催し等であっても、参加者が十分な距離(2 メートル程度)をとれない時間が短く、かつ直接触れ合うものでないものなど、濃厚 接触となる恐れの少ないものは必要性に応じ実施する。
- (エ) 実施の際は、会場出入り口等におけるアルコール消毒を準備するとともに、発熱を 伴う咳症状がある場合は参加を見合わせるよう周知する。
- イ. 市民・民間団体等に対する各種イベントの自粛の要請 本市で市民や民間団体等が実施する各種イベント等についても、本市が主催する 各種イベントと同様の基準での中止・延期の検討を促す。

ウ. 時差出勤の実施

通勤に混雑している公共交通機関を使用している職員については当面の間、業務に 支障が出ない範囲で時差出勤を実施可能とする。(運用は「生駒市時差出勤実施要項」に基づき、各所属長が判断。)

エ. テレワークの導入今後検討する。

オ. 消毒用アルコールの設置

市の管理する各施設の各出入り口付近に、消毒用アルコールを設置する。

カ. 職員の健康管理の徹底

発熱を伴う咳の症状のある職員については出勤することなく、必ず医療機関で診察 を受けるよう指導を徹底する。

- キ. 来庁者の入場制限等 来庁者に対する入場の制限等は行わない。
- ク. 食堂・売店等の指導 売店等に職員に準じた感染予防に配慮した営業を要請する。

(2)その他関連する処置事項

- ア.市の体制については、引き続き現行の体制(「生駒市コロナウイルス肺炎警戒本部」体制)を維持する。
- イ. 消毒用アルコールについては必要に応じ、健康課を通じ備蓄分から配布する。(残数約50本。40本が週明け納入見込み。)

- ウ. 予備費による消毒用アルコールの調達を行う。(但し調達実施時期は流通状況に配慮する。)
- エ.窓口対応職員等のマスクの着用は義務付けない。
- オ.市が主催する各種イベントの中止については、各所掌から関係者に連絡するほか、H P上に一括掲載する。(広報広聴課)

(3)対策強化の期間

- ア. 当面3月末までの実施を予定し、状況に応じ適宜期間を延長する。
- イ. 状況が更に悪化した場合、再度対策の強化を行う。
- ウ. 対策開始時期:2月25日朝(中止・延期する個々のイベントは25日午前に決定)